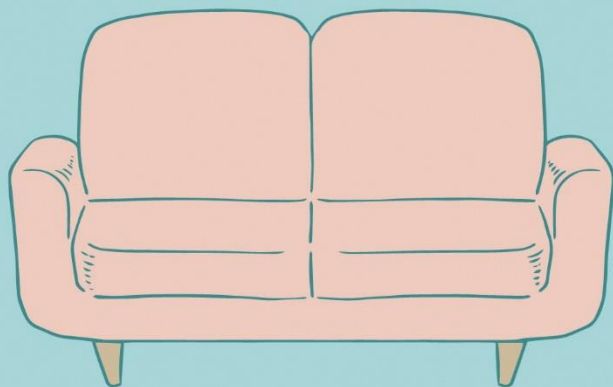
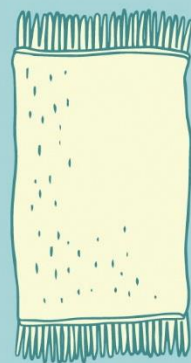
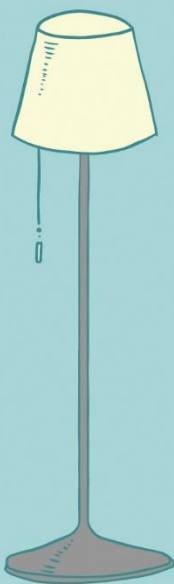




令和7年度 西東京市 消費生活市民提案事業 募集要項

募集期間

令和7年5月1日（木）～6月16日（月）

西東京市生活文化スポーツ部
協働コミュニティ課市民活動推進係

目 次

1. 消費生活市民提案事業とは -----	- 3 -
2. 応募要件 -----	- 4 -
3. 提案方法 -----	- 5 -
4. 選考 -----	- 6 -
5. 募集説明会 -----	- 7 -
6. スケジュール -----	- 7 -
7. 補助金について -----	- 7 -
8. 事業の実施 -----	- 10 -
9. 実施例 -----	- 10 -
10. 問合せ先 -----	- 10 -

I 消費生活市民提案事業とは

消費者団体や市民活動団体など（以下、団体といいます。）が、市内の消費生活の安定と向上を図ることを目的に取り組む事業です。

団体から事業を提案していただき、審査により採択事業を決定します。採択事業には、その費用の全部または一部として、1つの事業につき、1団体が行う場合は上限10万円、2つ以上の団体が連携して行う場合は上限20万円の補助金を交付します。

区 分	補助金額
1 団体が行う場合	1 事業につき上限 10 万円
2 つ以上の団体が連携して行う場合	1 事業につき上限 20 万円

くらしに役立つ知識や、商品やサービスの安全に関する情報についてなどの、イベント・講座・上映会など、市内消費生活の安定と向上を図る事業の提案を募集します。

消費生活とは

消費生活とは、人が商品やサービスを購入して利用するという生活様式や活動のことです。私たちは全員、商品やサービスを使って生活する消費者であり、安心して豊かな消費生活を送るためには、合理的で責任ある行動がとれるよう、必要な知識や判断力を身に着けることが大切です。

《申請可能な事業テーマ例》

- ① エシカル消費（人・社会・地域・環境に配慮した消費行動）や、持続可能な社会（地球環境を壊さず、資源を浪費せず、未来世代も豊かに暮らせる社会）の実現に関すること
⇒省エネ・エコ、リサイクル、地産地消、食品ロスなど
- ② 商品・サービスの選択や安全に関すること
- ③ 生活の管理や健全な家計運営に関すること
⇒経済問題、終活、投資など
- ④ 契約や消費者トラブルに関すること
- ⑤ 情報・メディアに関する仕組みやリスクなどに関すること
⇒通信技術、デジタルサービス、個人情報管理など
- ⑥ 食育に関すること
⇒食の安全、食生活全般、栄養バランスなど
- ⑦ 国際理解に関すること
⇒外国の食生活等の文化、地球規模の社会問題など

2 応募要件

(1) 事業

以下の要件を満たす事業で、市民の消費生活の安定と向上につながり、公益上必要（社会的利益が高い）と認められる内容で企画提案してください。

《要件》

- ① 消費者の利益の擁護及び増進を図る事業であること
- ② 市内で実施され、広く消費者に還元される事業であること
- ③ 当該事業の財源として他の補助金等を受けていない（受ける予定がない）こと
- ④ 実施計画が明確な事業であること
- ⑤ 単年度で成果が出る事業であること

ただし、以下の項目に当てはまる事業は対象になりません。

× 法律や条例などに違反すること、特定の個人・団体のみが利益を得るもの

例：個人が欲しいものを購入すること、お金を稼ぐことを目的とすること、展示物や啓発物の作成のみで展示や配布を行わないこと、特定のメンバーで親睦を深めること、特定のメンバーを事業の対象とすること など

(2) 応募団体

以下の要件をすべて満たす※公益活動を目的とする団体で、法人格の有無は問いません。また、2つ以上の団体で組織された実行委員会、連絡会、協議会としても応募できます。

※公益活動……この事業で想定する公益活動とは、市民が主体となって、自主的・自立的に行う営利を目的としない社会に貢献する活動を指します。

《要件》

- ① 消費者の立場から消費生活の安定と向上を図る活動を行うこと
- ② 3人以上の会員で組織され、継続して活動できる見込みがある団体であること
※ 団体の所在地が西東京市以外でも構いませんが、事業を実施する場所が西東京市内であり、その成果が西東京市や市民に還元されることが条件です。
- ③ 団体の運営に関する規則、規約、会則等があり団体の構成員の名簿を備えていること
- ④ 応募した事業の企画から実施、結果報告（収支決算を含む）まで責任をもって実行できること
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を目的としないこと
- ⑥ 暴力団でないこと又は暴力団もしくはその構成員の統制下でないこと
- ⑦ 特定の個人又は団体の利益の増進を目的としないこと
※ ただし、事業経費に充てるために、入場料等の実費を取ることは可能です。
- ⑧ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと

3 提案方法

所定の申請書類一式を作成し、下記の提出先へご提出ください。申請書類の様式は、提出先で配布しているほか、西東京市ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kurasi/syohi/R7syohi_shiminteian.html

西東京市 消費生活市民提案事業

検索

申請書等の様式 ホームページ



(1) 申請書類

- ① 西東京市消費生活市民提案事業 申請書
- ② 団体に関する調書
- ③ 西東京市消費生活市民提案事業計画書
- ④ 西東京市消費生活市民提案事業予算計画書
- ⑤ 西東京市消費生活市民提案事業予定表
- ⑥ 団体等の運営に関する規則、規約、会則等及び団体の構成員の名簿
- ⑦ 西東京市消費生活市民提案事業の連携実施に係る合意書（2つ以上の団体が連携して行う場合）

※ その他、必要に応じて資料を提出していただく場合があります。

(2) 提出先・提出方法

西東京市生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課 市民活動推進係

【持参・郵送】〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎5階

※ 平日午前8時30分から午後5時までにご持参ください。

【電子メール】kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

※ メールの件名を「【団体名】消費生活市民提案事業申請」としてください。

(3) 募集期間 令和7年5月1日（木）から令和7年6月16日（月）まで（必着）

(4) その他

- ① 提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。
- ② 市が受領した書類は原則として情報公開の対象となります。
- ③ 申請後、代表者や会員等に変更があった場合は、変更届をご提出ください。
- ④ 採択団体には、事業終了後も本事業についてご協力をお願いすることがあります。

4 選考

書類審査にて、申請書類の必要事項及び必要書類を確認するほか、審査会において提案事業の選考を行い、以下の基準で採択事業を決定します。

選考結果は書類審査終了後、応募団体に文書で通知します。

< 審査基準 >

審査基準	審査内容
目的	・ 事業の目的は明確かつ妥当であるか ・ 市内の消費生活の安定と向上の必要性を的確に捉えているか
効果性	・ 補助金を活用することで、市内の消費生活の安定と向上が期待できるか ・ 消費者の参加が期待できるか
実行性・計画性	・ 団体に事業を遂行できる能力があるか ・ 計画に具体性があるか ・ 事業の実現可能性が高いか
公益性	・ 社会的利益が高く、市内の消費生活の安定と向上に寄与することができるか ・ 広く消費者に還元されるか
事業への熱意	・ 事業実施への熱意が強く、責任を持って遂行していく意欲はあるか ・ 事業終了後も、団体として自立して実施していく意欲はあるか
予算	・ 予算の積算は妥当であるか

< 審査表 >

審査基準	点数
非常に評価できる・非常に認められる	5 点
評価できる・認められる	4 点
普通	3 点
あまり評価できない・あまり認められない	2 点
評価できない・認められない	1 点

5 募集説明会

募集にあたって、以下のとおり説明会を開催します。

【日時】 5月16日（金） ①14:00～15:00

②19:00～20:00

【方法】 オンライン（Zoom）

説明会への参加を希望される場合は、前日までに以下の申込フォームからお申し込みください。詳細を別途お知らせします。

※ 説明会への参加は必須ではありません。また、説明会に限らずご相談を受け付けておりますので、ご不明点はお問い合わせください。

<https://logoform.jp/form/AAZE/972348>

募集説明会 申込フォーム



6 スケジュール

内容	時期
募集	令和7年5月1日（木）から6月16日（月）まで
募集説明会	令和7年5月16日（金）
審査会・結果通知	令和7年7月上旬
補助金交付	令和7年7月中旬
事業実施	令和7年4月1日（火）から令和8年3月15日（日）まで
事業実施報告	令和8年3月27日（金）まで

7 補助金について

（1）補助金額

採択事業には、予算の範囲内で、1つの事業につき、1団体が行う場合は上限10万円、2つ以上の団体が連携して行う場合は上限20万円の補助金を交付します。

※ 事業総経費は、補助上限額を超えても構いません（超えた分は団体の自己資金等を投入してください）。また、事業総経費が補助上限額を下回った場合は、事業総経費のうち補助対象経費の全額が補助金額となります。

（2）補助対象経費

補助対象は、令和7年4月1日以降に支出した、以下の採択事業実施に必要な経費です。団体の組織維持や経常的な運営に要する経費などは対象となりません。

科目	審査内容
人件費	事業実施のために雇ったスタッフ（アルバイトを含む）の人件費（団体構成員に対するものは除く） ただし、人件費は補助対象経費合計の25%以内
報償費	講師、指導者、活動協力者等への報償及び謝礼等（団体構成員に対するものは除く）
旅費・交通費	外部から招く講師、指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費等
印刷製本費	参加募集の案内、広報ポスター、事業実施に必要な資料、活動報告書、パンフレット等を作成するための印刷費又はコピー費
使用料及び賃借料	会議室、施設、器具等の使用料やバス等の借り上げ料（団体が自ら所有している施設等は除く）
消耗品費	事業実施に必要な消耗品を購入するための費用（用紙、材料代等）
食材料費	事業実施に必要不可欠と認められる食材料費（会議の際の湯茶、茶菓子代等は除く）
通信・運搬費	募集案内、会議資料、活動資料、事業実施に必要な資材等を送付するための郵送料や宅配便料等
保険料	事業実施に必要な行事保険料、イベント保険料等
燃料費	事業実施に必要な燃料代
その他	その他事業の実施に必要と市長が認める経費

※次に掲げる経費は、補助対象経費の対象外とします。

- ・備品（3万円以上の物品で、かつ、複数年使用することが可能なもの）
- ・商品券、記念品 ・交際費 ・レジ袋 ・土地の取得、造成、補償
- ・領収書等により、団体が支払ったことを明確に確認できない経費
- ・団体又は団体の構成員に支払う経費 ・補助事業に直接関係のない経費
- ・市長が社会通念上適切でないと認める経費

※ 消費税を単価に含んで記入してください。

※ 事業実施に伴う公共施設の使用手続きについては、原則団体に行っていただきますので、使用料の発生する施設を使用予定の場合はあらかじめ予算に計上してください。

※ ポイントカードやクレジットカード等を使用し、物品等の購入に伴うポイントの付与が判明した場合、当該ポイント分（一律1ポイント1円換算）を補助対象経費から除外します。

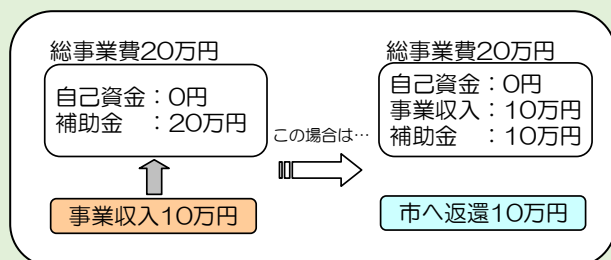
(3) 事業収入がある場合

入場料や広告料等の事業収入があり、自己資金を投入していない場合や自己資金投入額以上の収入があった場合は、精算時に市への補助金の一部または全部を返還することとなります。

なお、事業報告の際には、団体の自己資金投入額（補助対象経費以外の経費）についても領収書等が必要になりますので、必ず保管しておいてください。

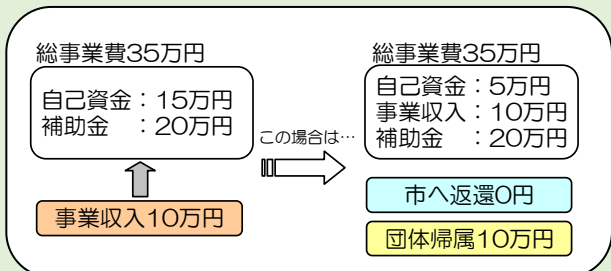
《例1》事業収入があって、団体の自己資金投入がない場合

総事業費 20 万円（団体の自己資金 0 円 + 市からの補助金概算交付額 20 万円）で事業を実施し、事業収入が 10 万円あった場合
⇒自己資金を投入していないため、10 万円は市へ返還する。



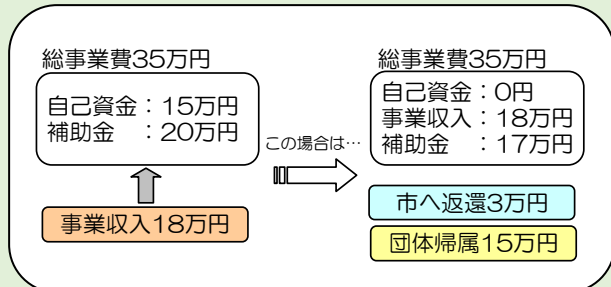
《例2》事業収入が団体の自己資金投入額以下の場合

総事業費 35 万円（団体の自己資金 15 万円 + 市からの補助金概算交付額 20 万円）で事業を実施し、事業収入が 10 万円あった場合
⇒自己資金を投入しているため、10 万円は団体に帰属する。



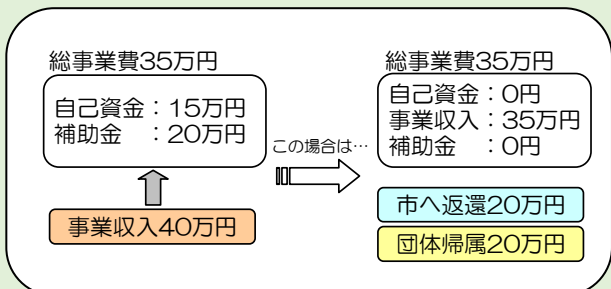
《例3》事業収入が団体の自己資金投入額以上で、かつその差額が補助金交付額以下の場合

総事業費 35 万円（団体の自己資金 15 万円 + 市からの補助金概算交付額 20 万円）で事業を実施し、事業収入が 18 万円あった場合
⇒自己資金投入額分の 15 万円は団体に帰属し、残り 3 万円は市へ返還する。



《例4》事業収入が団体の自己資金投入額以上で、かつその差額が補助金交付額以上の場合

総事業費 35 万（団体の自己資金 15 万 + 市からの補助金概算交付額 20 万）で事業を実施し、事業収入が 40 万円あった場合
⇒自己資金投入額分の 15 万円は団体に帰属し、残りの 20 万円は市へ返還する。さらに残りの 5 万円も団体に帰属する。



(4) その他

補助事業に係る収入・支出については、帳簿を作成し、その書類等についても、いつでも提出できるように整理しておいてください。また、その帳簿や書類は、補助金の交付に係る事業を実施した年度の終了後、5年間保管しておいてください。

8 事業の実施

採択団体は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月15日（日）までの間に事業を終了し、令和8年3月27日（金）までに西東京市消費生活市民提案事業実績報告書（以下「実績報告書」といいます。）を提出してください。

提出された実績報告書を審査し、西東京市消費生活市民提案事業補助金交付額確定通知書により確定した補助金額を通知します。

なお、交付を受けた団体は実績報告書により補助金の精算を行います。その際、交付額より実績額が少なかった場合には補助金の返還をしていただきます。

9 事業例

事業の一例をご紹介します。

（協働コミュニティ課で実施した消費生活講座です。）

木材で創作ワークショップ～SDGsから考える木の話～

小学生とその保護者を対象に、人と森との関係について学び、おもちゃを作る過程で捨てられる筈だった木の端材を使って自由に工作するワークショップを行った。

森林の役割について学び、森林のために自分たちができることを考えてもらうきっかけとなった。



その他

- ・ 地元の野菜を使って地産地消について学ぶ調理実習
- ・ 自分らしい最期を考えるための終活講座
- ・ 最近の消費者トラブルについて学ぶ落語やコント など

10 問合せ先

西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課市民活動推進係

〒188-8666 西東京市南町5-6-13 田無第二庁舎5階

☎ 042-420-2821（直通）

✉ kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp